

別紙 5 - 3

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

改正後	改正前
<p>別表  指定介護予防サービス介護給付費単位数表  1～6 (略)  7 介護予防短期入所療養介護費  イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費  (1)・(2) (略)  注1～5 (略)  <u>6 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)及び(IV)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)並びに介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(IV)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、室料相当額減算として、1日につき26単位を所定単位数から減算する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 「別に厚生労働大臣が定める施設基準」＝厚生労働大臣が定める施設基準第七十八号の二において準用する第十六号の二【参考23-3】</p> </div> <p><u>7～18</u> (略)  (3)～(10) (略)  ロ～ニ (略)  ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費  (1)～(6) (略)</p>	<p>別表  指定介護予防サービス介護給付費単位数表  1～6 (略)  7 介護予防短期入所療養介護費  イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費  (1)・(2) (略)  注1～5 (略)  (新設)</p> <p><u>6～17</u> (略)  (3)～(10) (略)  ロ～ニ (略)  ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費  (1)～(6) (略)</p>

注 1 ~ 6 (略)

7 II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)のII型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)、II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)のII型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)、II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)のII型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)並びにII型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、室料相当額減算として、1日につき26単位を所定単位数から減算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める施設基準」 = 厚生労働大臣が定める施設基準第七十八号の二において準用する第十六号の二【参考23-3】

8~15 (略)

(7)~(14) (略)

8・9 (略)

注 1 ~ 6 (略)

(新設)

7~14 (略)

(7)~(14) (略)

8・9 (略)